

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z2200010	下請法の適用会社の見直し	下請代金支払遅延等防止法2条	下請代金支払遅延等防止法は、一定の資本金額を超える事業者が一定の資本金額以下の事業者に対して製造委託等を行う場合に、これを下請取引であるとして規制の対象としている (第2条)	C		下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり、また、書面交付など特別の義務が課されることとなることから、親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり、事業者が過度の負担を負わせないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。また、下請法は下請事業者の利益を図るため、迅速に違反行為を処理することが求められており、法運用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく、安定的であることが求められる。売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を画することは理論的には考えられるが、これらの数字は刻々に変化するものであり、事業者が自らの取引先が下請事業者に該当するか否かを判断する上でも、迅速な法運用を行う上でも安定的であるとは言えない。	(「措置の概要」欄より続く) なお、2000年改正によって資本金区分を1億円から3億円に上げたのは、平均資本金額の増大に伴って中小企業基本法が改正されたことを受けて行ったものであり、小規模事業者以外の事業者を下請事業者として対象とすることを意図したわけではない。新たに法改正によって対象となるサービス分野における委託取引についても、上記の事情は同様であると考えられ、サービス分野の下請取引を含め、引き続き、資本金基準 (サービス分野においては原則として中小企業基本法上の定義に基づき5,000万円) を用いることが適当であると考えている。	5102	5102660	(社)日本経済団体連合会	66	下請法の適用会社の見直し		下請法の適用会社は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に引上げられ、適用範囲が拡大された (2000年改正)。また、国会における下請法の改正により、役員取引等を新たに対象とすることとなり、適用範囲はさらに拡大されることとなった。下請法の適用基準については、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。その際、権力、小規模会社に限定した適用を行うべきである。		グローバル化等の進展により、現在では、親事業者、下請事業者を問わず、国際競争に晒される中で、小規模会社でも独自の技術力を持って高い競争力を獲得する事業者も現れている。そのため、従来のように、下請事業者を資本金額のみによって一律に保護の対象と見なし、過度な保護下に陥えることは、日本の国際競争力を弱く行為であり、本来は、独禁法上の優越的地位の濫用規制により弾力的に対応すべきである。また、下請法では、親事業者に対し、発注書面の交付時期や交付内容など厳格な書面交付義務が課せられている。そのため、親事業者には、必要以上に事務処理が発生するとともに、下請事業者においても特別な事務処理が必要となっている。したがって、下請法の適用会社については、資本金だけでなく、売上高や従業員数など企業規模を反映する指標も勘案し得る適用基準を設け、実態に即したものに改め、その適用は極力小規模会社に限定すべきである。	下請代金支払遅延等防止法第2条4項	公正取引委員会	
z2200020	大規模会社の事業報告書の廃止	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第9条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4	独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社の総資産合計額が、持株会社については6000億円、銀行業、保険業又は証券業を営む会社 (持株会社を除く。) については8兆円、一般事業会社 (及び以外の会社) については2兆円を超える場合には、毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること (同条第5項)、当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること (同条第6項) が義務付けられている。	b		規制改革推進3か年計画 (再改定) において、平成16年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討することとされており、その一環として検討することとしている。		5102	5102670	(社)日本経済団体連合会	67	大規模会社の事業報告書の廃止		昨年独禁法が改正され、一定以上の規模を有する会社 (大規模会社) に対する一定額以上の株式保有制限 (9条の2) が廃止される一方、会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額 (持株会社は6,000億円、金融会社は8兆円、一般事業会社は2兆円) を超える会社は、毎年度ごとに自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられることとなった。事業報告書の提出は直ちに廃止すべきである。少なくとも、報告書の記載事項は、既存の報告書類 (有価証券報告書等) の記載で足りる内容となるよう、必要最小限度に改め、企業の事務負担を軽減すべきである。		企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。また、このような報告義務は、行政主導中心の事前規制型から事後チェック型の規制への転換が図られる中で、その流れに逆行するものと思われる。	独占禁止法第9条5項	公正取引委員会	
z2200030	官公庁の入札制度、契約制度の改善		調達関係の各種様式や入札業務の諸手続きに関しては、管理官庁である内閣府の定める様式・手続方法に従って行っている。今後、内閣府が電子入札システムを導入するのであれば、それに従って電子入札システムを導入する予定である。					5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特種要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	全省庁		
z2200030	官公庁の入札制度、契約制度の改善		調達関係の各種様式や入札業務の諸手続きに関しては、管理官庁である内閣府の定める様式・手続方法に従って行っている。今後、内閣府が電子入札システムを導入するのであれば、それに従って電子入札システムを導入する予定である。					5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特種要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の過重な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全省庁	